

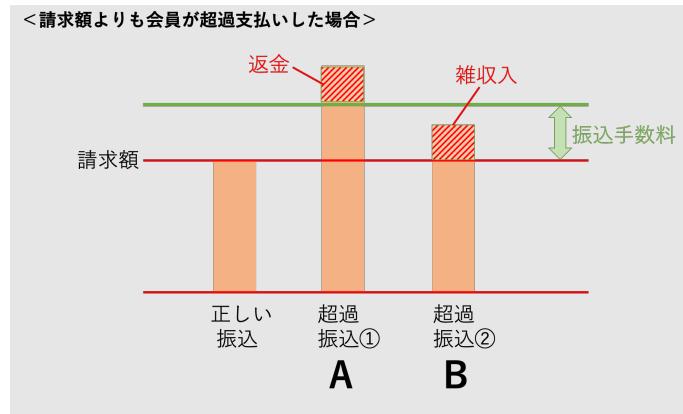
## 年会費・研修会受講費等の振込過誤に対する返金対応について

年会費・研修会受講費等の振込過誤があった場合の返金について、以下のように対応しますのでお知らせ致します。尚、返金等のやり取りは全て振込にて対応し、事務所で対面による金銭のやり取りは行いません。以下の対応が必要になった場合には当該会員に書面もしくはメールで通知いたします。

請求額よりも 超過支払いした場合	過失	超過金額と振り込み手数料の比較	超過金額の取り扱い	振り込み手数料
	会員	超過金額 > 振込み手数料	振り込み手数料を差し引いて返金（図A）	会員負担（差し引きで相殺）
		超過金額 < 振込み手数料	返金せず、雑収入とする（図B）	—
	県士会		全額返金	県士会負担

請求額よりも 不足した場合	過失	不足額を支払う場合	不足額が支払われない場合	振り込み手数料
	会員	会員は請求された不足額を支払う	全額返金の上、契約はキャンセルされる	会員負担
				県士会負担

例)



### <図の A の場合>

会費 8,000 円のところ、会員が間違えて 8,500 円を振り込んだ。超過金 500 円を返金する場合、振り込み手数料 165 円を差し引いた 335 円を会員へ返金する。

### <図の B の場合>

例) 会費 8,000 円のところ、会員が間違えて 8,100 円を振り込んだ。超過金 100 円を返金する場合、振り込み手数料 165 円を差し引いて会員へ振り込みを行うが、差し引き不可能なため、返金せず、当会の雑収入として取り扱う。